



2021年04月号 (No.169)

今月の特集

- 1. マイナンバーカードの健康保険証利用延期
- 2. テレワークガイドラインについて
- 3. 標準報酬月額の特例改定について

1. マイナンバーカードの健康保険

利用延期が決定

□2021年10月の本格運用開始へ

プレ運用が開始となった2021年3月、様々なトラブルが報告され、本格運用は2021年10月に延期されました。現在も続く新型コロナウイルス感染症の影響によって作業人員の確保が難しく、登録データの確認作業に遅延が発生したほか、健保組合内でのマイナンバーの取り違い登録など何万件ものデータ修正などが明らかとなり、さらには医療機関や薬局でのシステム準備の対応遅れなども今回の延期の理由として挙げられています。

3~4月といえば従業員の入社・退社の手続きが1年で最も多く発生する時期です。健保組合からの脱退や加入の手続きに伴い、それまで所持していた健康保険証はいったん回収されてしまいます。新しい健康保険証の発行を待つにしても、被扶養者の場合は各組合の審査を経てからの発行となる為、被保険者に比べると発行が遅くなる傾向にあり、手元に健康保険証を所持していない期間に「通院の予定があって困る」という人も少なくないでしょう。この場合、一旦本人が診療費を全額支払い、あとで健康保険組合に請求して払い戻しを受ける事になるのですが、金額によっては全額負担は痛い出費となります。

そんな時に、「利用申込をしていれば健康保険の代わりとしてずっと利用できる」が売りの1つであったマイナンバーカード。改めて本格利用の運用開始となる10月には、本領発揮となることを期待したいものです。



2. テレワークガイドラインについて

□ガイドラインの改定案が公開

2021年3月16日、第167回労働政策審議会労働条件分科会において、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインが公開されました。

緊急事態宣言の発令によりテレワークの推進が呼びかけられ、昨年より急遽テレワークを導入したり、検討を始めた企業が増えたことでしょう。社内での体制が十分に整わない中で実施に踏み切り、新たな問題に直面する事も多かったと思います。今回公開された改定案は、テレワーク実施後に浮かび上がった様々な問題点を取り上げ、推奨する取り組みや各事例の取り扱い方針などを

を列挙したものとなっています。テレワークに向けた今後の社内の体制整備の参考にされてみてはいかがでしょうか。

(例)

- ◆テレワークに要する費用負担の取扱い
- ◆人事評価制度
- ◆人材育成
- ◆労働時間管理の工夫
- ◆安全衛生の確保

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000754521.pdf>)

3. 標準報酬月額の特例改定について

□特例改定の期間が更に延長

2021年4月から2021年7月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方についても、特例改定の対象となることが4月5日に発表されました。通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定を可能とする措置が昨年より講じられていますが、その特例措置の2度目の延長となります。



□延長される特例改定で対象となる方の条件

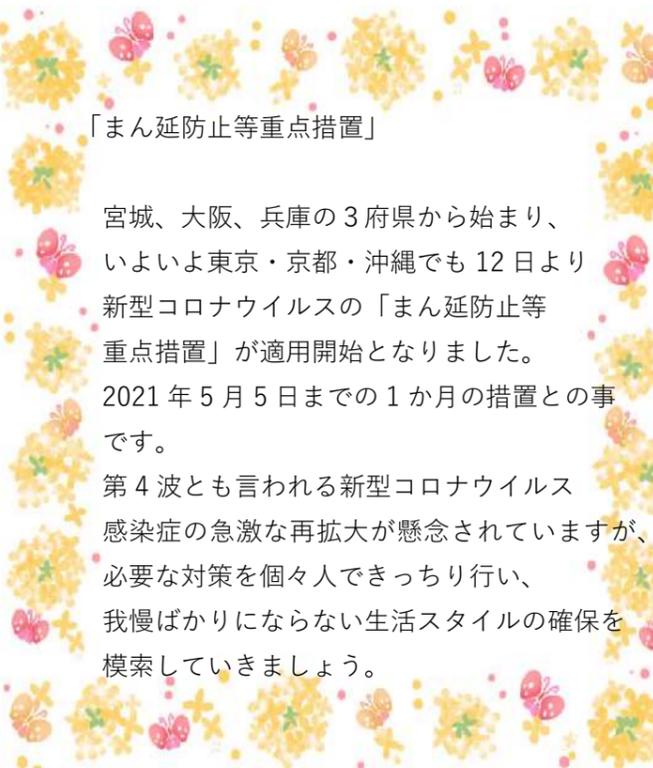
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、2020年8月から2021年7月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じた方
(※2020年8月から2020年12月を給与の急減月とする特例改定の届出は、2021年3月1日で締め切られています)

◆著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方(固定的賃金の変動がない場合も対象)

◆本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2021/202104/20210405.html>)



「まん延防止等重点措置」

宮城、大阪、兵庫の3府県から始まり、いよいよ東京・京都・沖縄でも12日より新型コロナウイルスの「まん延防止等重点措置」が適用開始となりました。2021年5月5日までの1か月の措置との事です。第4波とも言われる新型コロナウイルス感染症の急激な再拡大が懸念されていますが、必要な対策を個人できっちり行い、我慢ばかりにならない生活スタイルの確保を模索していきましょう。

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5階
TEL : (03) 6831-3310

